

議案第 17 号

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正に
ついて

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

平成 23 年 9 月 2 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例（平成 14 年条例第 37
号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「及び第 5 種自転車等駐車場」を「、第 5 種自転車等駐車場及び第
6 種自転車等駐車場」に改める。

第 5 条中第 8 項を第 9 項とし、第 7 項を第 8 項とし、第 6 項を第 7 項とし、
同条第 5 項中「前 2 項」を「前 3 項」に改め、「第 5 種自転車等駐車場」の次に
「又は第 6 種自転車等駐車場」を加え、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項の
次に次の 1 項を加える。

5 第 6 種自転車等駐車場を使用する者は、24 時間までごとに付き 100 円
を使用料として納付しなければならない。

第 8 条第 1 項第 2 号中「第 4 種自転車等駐車場」の次に「又は第 6 種自転車
等駐車場」を加える。

別表 2 の表八幡第 8 駐輪場の項及び大野第 4 駐輪場の項を削る。

別表 3 の表大野第 3 駐輪場の項を削り、同表に次のように加える。

妙典第 1 駐輪場	市川市富浜 2 丁目 1 9 番
妙典第 2 駐輪場	市川市妙典 4 丁目 1 0 2 番 1

別表 6 の表を別表 7 の表とし、別表 5 の表の次に次の 1 表を加える。

6 第 6 種自転車等駐車場

名 称	位 置
八幡第 8 駐輪場	市川市八幡 2 丁目 1 2 1 番 2

附 則

この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 2 の表の改正規定（大野第 4 駐輪場の項を削る部分に限る。）は同年 3 月 1 日から、第 3 条、第 5 条及び第 8 条の改正規定、別表 2 の表の改正規定（八幡第 8 駐輪場の項を削る部分に限る。）並びに別表 6 の表を別表 7 の表とし、別表 5 の表の次に 1 表を加える改正規定は同年 2 月 1 日から施行する。

理 由

自転車等の利用者の利便性の向上を図るため、駅至近の大野第 2 駐輪場を増設整備することに伴い大野第 3 駐輪場及び大野第 4 駐輪場を廃止するとともに、妙典第 1 駐輪場及び妙典第 2 駐輪場を設置するほか、八幡第 8 駐輪場の使用料の徴収方法等を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。